

最終更新日:2018年12月25日

株式会社ピーエイ

代表取締役 加藤博敏

問合せ先:経営企画部 (03)5803-6318

証券コード:4766

<http://www.pa-co-ltd.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。特に「株主の権利保護」、「株主の平等性」、「ステークホルダーとの円滑な関係の構築」、「適時適切な情報開示」、「経営に対する監督機能の強化」を重要な柱としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1-2-4

当社は現在海外投資家比率が、1%未満と低い為、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

原則1-3

当社では株主の皆様への適正かつ安定的な利益配分を、経営上の最重要課題の一つと認識し、各期の業績と必要な投資、内部留保等を勘案のうえ、配当を通じた株主の皆様への利益配分を実施することを基本方針としております。

経営指標につきましては、資本効率の観点から踏まえ、どの指標が株主及び当社のKPIとして相応しいものであるかを検討しており、今後の課題として認識しております。株主に対する還元につきましては、配当性向として1株あたり当期純利益の30%相当額と設定しております。

原則1-4

当社の政策保有株式の方針については、事業の円滑な推進や、安定かつ継続的な金融取引関係の維持など政策的な目的により株式を保有することとしております。保有の適否については、取締役会にて経済合理性や当該企業との取引関係等を中長期的な観点から適宜検証し、議決権行使について判断を行っております。

補充原則3-1-2

当社の株主構成において海外投資家の比率は低い状況にあることから、英語による情報開示は行っておりません。今後、海外株主比率の推移を踏まえつつ、当社ホームページ等の英語化および、株主総会招集通知、決算説明資料、株主通信等の英語版作成などを検討してまいります。

補充原則4-1-2

中期経営計画を、株主・ステークホルダーに対するコミットメントと位置づけ、今後策定・開示を検討してまいります。

補充原則4-1-3

最高経営責任者等の後継者の計画については、経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ、独立社外取締役との連携を深め、透明性と客観性をより高められる監督の実施を目指した体制整備の検討を進めます。

補充原則4-2-1

現在、取締役(社外取締役を除く)等の報酬は、基本報酬により構成されておりますが、今後においては、業績に連動した報酬として、必要に応じて自社株等による新たな報酬制度を検討してまいります。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

原則4-8

当社は、独立社外取締役1名が在籍しており、社外役員1名を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありますが、社外取締役独自の独立的な視点から各取締役・監査役と取締役会などを通じて、頻繁に意見交換を行っており、現段階において、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。しかしながら、今後の更なる会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、現在、社外取締役の複数体制のための検討を進めております。

補充原則4-10-1

当社は監査役会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会にて取締役の候補者の推薦や報酬の決定を行っており、社外取締役及び社外監査役から幅広い専門知識と豊富な経験を活かした意見及び助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-7

当社は、当社は、取締役の競業取引、取締役と会社との間の自己取引、利益相反取引を行う場合に加え、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会において承認を行うこととしており、関連当事者との重要な取引については、その概要を有価証券報告書等において開示しております。

原則2-6

当社は確定拠出型年金以外の企業年金制度は導入していないためアセットオーナーとしての機能を有しておりません。

原則3-1

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営基本方針及び経営戦略については、当社ウェブサイト及び決算短信等において開示しております。

(URL: <http://www.pa-co-ltd.co.jp/>)

中期経営計画の公表は行っておりません。業績が景気動向や競合他社の動向が大きく影響を受ける傾向があることから、中期経営計画による売上高・利益の確度を上げることが難しいためでございます。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1-1. 基本的な考え方に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部及び取締役の報酬決定にあたっては、業績の拡大および企業価値の向上に対する報酬として有効に機能することを方針としておりま

す。また、基本報酬の額は従業員給与とのバランスを勘案し、役職、在任期間の業績と成果等を考慮して決定しております。（取締役の報酬等の総額については当社の有価証券報告書に記載しております。）

個別の報酬額につきましては、取締役会で総額の決定及び配分方針の確認を行った上で、通常は代表取締役社長に一任し、決定しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任については、当社の事業および業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、経営にかかる適切な意思決定、職務遂行能力等を有することを考慮し選任する方針としており、同解任については、その経営陣幹部の不適切な職務執行や行為など、取締役会において解任すべき合理的な理由があると判断した場合は解任する方針としております。また、選解任を行うにあたっては独立社外取締役による助言・関与を得たうえで取締役会の決議により決定しております。

監査役候補の選任方針については、取締役の職務の執行を監査するにあたって豊富な経験、財務及び会計に関する知見、当社事業および企業経営に関する知識を総合的に考慮し選任しております。

(V)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。その他の取締役候補者及び監査役候補者の選任理由の開示については今後検討してまいります。

補充原則4-1-1

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針および計画に即した業務執行を行っております。

原則4-9

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。
また、取締役会は、取締役会における積極的な発言や助言により会社の発展へ貢献できる人物を独立社外取締役候補として選定しています。

補充原則4-11-1

当社の取締役会は、定款で定める取締役8名以内の範囲内で、当社の経営理念、経営戦略のもと、その経験、見識、専門性等を総合的に評価・判断し、適切と思われる人員を取締役に選定しております。
また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております

補充原則4-11-2

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向けるため、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知等にて開示しております。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価及びその概要の開示

当社は、原則毎月1回取締役会を開催しており、また、取締役会において決議すべき事項が生じた場合には速やかに臨時開催いたします。取締役会の運営にあたり、会社の経営成績等に関する詳細な資料、個別議案の意思決定に資する判断資料等を事前に配布しており、取締役間では活発な意見交換が行われており、実効性は担保されているものと認識しております。

なお、現時点において取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりませんが、今後検討してまいります。

補充原則4-14-2

取締役および監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。各取締役および各監査役は、その役割と責務を全うするうえで、必要な知識・情報を取得するために、自ら外部セミナー・外部団体等に参加し、研鑽を積んでおります。

原則5-1

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主等との対話を行い、意見や要望を経営に反映させていくことが重要と認識しています。そのため、経営企画室が担当し、株主等との充実した対話(電話等)に努めております。また、株主等との建設的な対話の申込に対しでは、合理的な範囲で前向きに対応し、関連部門と連携を図り、正確かつ分かりやすい情報提供に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤 博敏	2,945,200	26.23
有限会社PLEASANT	2,916,000	25.97
加藤 郁子	914,000	8.14
金子 美由紀	612,000	5.45
加藤 一裕	612,000	5.45
株式会社ピーエイ自己株式	476,916	4.25
松井証券株式会社	110,000	0.98
鈴木 智博	100,000	0.89
杉 三郎	99,000	0.88
森山 金呉	80,000	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	加藤博敏
親会社の有無	なし

補足説明 更新

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期 更新	12 月
業種 更新	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

更新

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

更新

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	8 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村隆夫	他の会社の出身者											○
深谷弦希	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村隆夫	○	・和田倉門法律事務所パートナー弁護士 ・バリューコマース株式会社 ・会社法427条1項の規定により、社外取締役との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無住過失である場合に限り、会社法425条第1項にさだめる最低責任限度を限度とする。	上場企業等の社長職など会社経営に携わってきた経験を、取締役役に就任された場合に当社の経営に活かすために、社外取締役として選任をしたものであります。
深谷弦希		・SHOEI CHINA Co., Limited 董事長 ・邦博(北京)医薬技術開発有限公司 董事長・総経理 ・緑洲大地(北京)投資咨询有限公司 董事長 ・有限会社ライフケアエイト代表取締役社長 ・会社法427条1項の規定により、社外取締役との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無住過失である場合に限り、会社法425条第1項にさだめる最低責任限度を限度とする。	上場企業等の社長職など会社経営に携わってきた経験を、取締役役に就任された場合に当社の経営に活かすために、社外取締役として選任をしたものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	4 名
監査役の数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室、監査役会及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査役会や会計監査人に報告し、情報共有しております。また、監査役会と会計監査人との間で、定期的及び随時監査にかかる会議を開催し、主要勘定及び現在の会計処理を適切に把握するとともに、当該内容に基づく監査を実施しております。会計監査人の実施した監査結果については、監査役会及び内部監査室へ報告されており、その他の必要事項も情報を交換しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津田哲男	他の会社の出身者													○
松田聡	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田哲男		会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額としております。	上場企業等の社長職として豊富な経験を有しており、経営の監視機能強化及び経営の健全性・透明性の向上に両氏の経験を活かすことで、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与し、また客観的な視点で取締役の執行状況等の監査が可能であると判断。
松田聡		会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額としております。	税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する専門的な知識と豊富な見識から、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与し、客観的な視点で取締役の執行状況等の監査が可能であると判断。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	1 名
------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

特にありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#)

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 [更新](#)

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役及び社外監査役との窓口は経営企画部が担当し、各種のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、監査役制度、経営の意思決定及び業務監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な業務執行を行なうために執行役員制度を採用しており、経営管理組織としては、取締役会、監査役会、目標達成会議があります。

取締役会は、取締役4名(うち独立役員1名を含む社外取締役2名)で構成されており、株主を代表して経営の基本方針、法令及び定款で定められている事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行責任者の業務執行状況を監督する機関として月1回以上開催しております。業務執行責任者は、戦略の策定及び執行の役割を担っており、取締役会の役割は、業務執行責任者が立案した戦略の検討、承認及び管理の役割を担っております。

目標達成会議は、代表取締役社長、執行役員、各事業部門責任者、管理部門責任者から構成されており、代表取締役社長が社内各部門の業務の状況を把握し、また経営戦略及び内部統制に関する方針を社内各部署に浸透させるために月1度開催し、有効性を十分に討議すると共に、日常の業務について意思決定の迅速化、効率化を図っております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、経営の監視機能として随時監査役会を開くことで、情報の共有と意思疎通を図っております。また、顧問弁護士・監査法人からも必要に応じて助言又は連携をすることにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

取締役・監査役・社外監査役により構成されるガバナンスのもと、各役員の能力が有効に作用して意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性・透明性を確保した迅速な意思決定ができるものと考え、上記の体制を採用しております。

取締役・監査役・社外監査役により構成されるガバナンスのもと、各役員の能力が有効に作用して意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性・透明性を確保した迅速な意思決定ができるものと考え、選択をしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努め、直近の定時株主総会では3週間前に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、管理部が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保します。また、違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを把握・管理するため、リスク管理規程等を制定し、管理部が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役職員活動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムを通じて全職員に徹底します。また、管理部が中心となって、体制強化に努めます。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めます。また、情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図り、監査役会による監査体制を構築します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べるができるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要ながあると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとします。

11. 内部統制システムの運用状況の概要に関する事項

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度の開始時には、社員向けに経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の意識の統一化を図っております。期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、グループ全社による対応方針と実施状況を取締役に報告しております。また、「企業倫理要領」及びコンプライアンス体制に係る規定を制定し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修等を運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、役職員が業務を遂行する上での基本原則である企業倫理綱領に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な事業活動を妨げる反社会勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会勢力から不当な要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で対応する。管理部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、今後継続して社員の教育・啓蒙を実施することで、反社会勢力排除に向けてされなる社内体制の整備・強化を図っていく方針です。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 [更新](#)

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

該当事項はありません。

